

衣浦港における台風襲来時の対策基準について

【制定】 平成25年3月31日

【改正】 平成30年5月22日

令和3年10月1日

令和7年6月12日

衣浦港における台風襲来時の対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告の区分等

衣浦港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は、以下のとおりとし、その措置すべき対策の基準は別表1とする。

- (1) 第一警戒体制（準備体制）
- (2) 第二警戒体制（避難体制）

2 警戒体制の発令基準

警戒体制等の発令基準は、原則として、次のとおりとする。

(1) 第一警戒体制(準備体制)

台風の進路等推定をした場合、強風域が衣浦港にかかるときに、その6時間前に発令する。

ただし、強風域が衣浦港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没6時間前とする。

(2) 第二警戒体制(避難体制)

台風の進路等推定した場合、暴風域が衣浦港にかかる可能性があるとき、強風域がかかる3時間前に発令する。

ただし、強風域が衣浦港にかかる時刻が夜間となる場合は、日没3時間前とする。

また、気象・海象に応じ、水先人の乗船を必要とする船舶に対して別途発令する場合がある。

3 警戒体制の解除基準

警戒体制の解除基準は、次のとおりとする。

(1) 発令が第一警戒体制のみの場合

衣浦港が強風域に入らないことが確実となったとき、又は、衣浦港が強風域から脱したときとする。

(2) 第二警戒体制が発令された場合

台風が通過し、原則として港内風速が 15m/s (10分間平均)以下となったときとする。

4 警戒体制の発令及び解除時期の伝達方法等

- (1) 警戒体制の発令及び解除の時期については、国際VHFによる放送周知（なごやほあん）、第四管区海上保安本部の海の安全情報（インターネット）への掲載、巡視船等による港内周知の他、事務局（衣浦海上保安署）からの衣浦港台風・地震津波対策等委員会連絡網による一斉FAX等により伝達する。
- (2) 衣浦港在泊船舶に対する情報提供系統は、別図1「台風・地震津波等伝達系統図」のとおりとする。

5 対処要領

警戒体制における基本的な対処要領は別表1に定めるほか、以下によるものとする。

- (1) 避難勧告等により避泊する船舶は、港外の安全な海域に避泊するものとする。
- (2) (1)により錨泊する船舶は、振れ回りを考慮した安全な距離を確保するとともに、VHFの聴取及び見張りの励行等厳重な警戒措置を行うこと。
また、走錨防止のため、レーダー及びAIS等により自船位置の連続監視を行うこと
- (3) 運航要員不足や修理中の船舶にあつては、避難が可能であれば勧告に従い避難するものとするが、困難又は不可能であれば、十分な増しもやい等による確実な係留措置を行うこと。

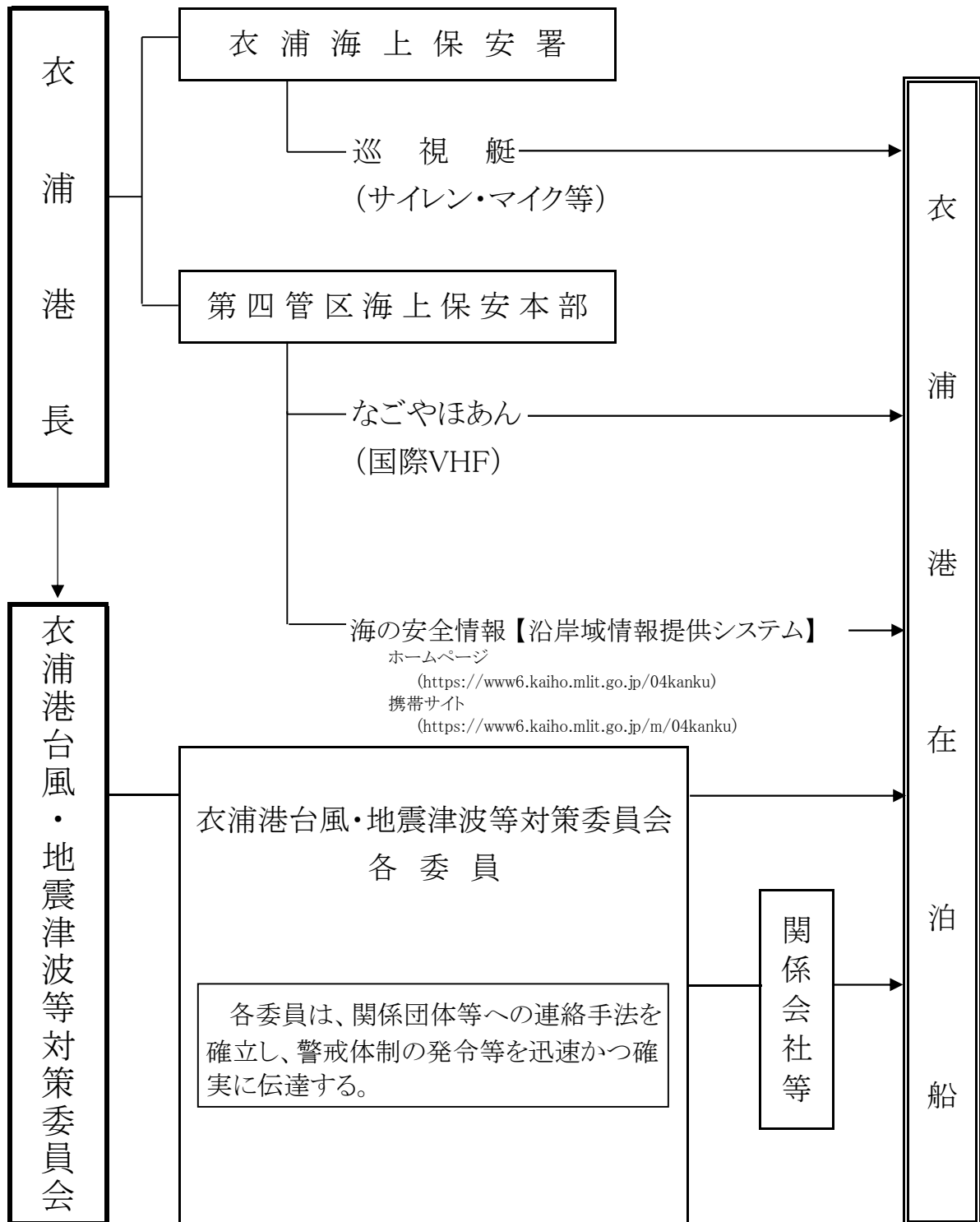
6 その他

台風襲来時において衣浦港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	対策内容等
第一警戒体制 (準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船（小型船及び汽艇等を除く）は、荒天準備となし、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。 2 筏は、貯木場へ早期収容する等流木対策の準備にかかること。 3 小型船及び汽艇等は、河川その他安全な場所に避難するための準備を開始すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 総トン数1,000トン以上の船舶は、速やかに港外に退避すること。 2 筏は、貯木場への収容を完了し嚴重な警戒体制につくこと。 3 小型船及び汽艇等は、河川運河その他安全な場所に避難するか又は陸揚げを行なうこと。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・走錨防止のため、レーダー等により自船の位置を連続監視すること。 ・機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 ・最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。

「台風・地震津波等伝達系統図」



衣浦港における地震津波への対策基準について

【制定】 平成25年3月31日

【改正】 平成30年5月22日

令和3年10月1日

令和7年6月12日

衣浦港における地震津波への対策基準を以下のとおり定める。

1 勧告等の区分

衣浦港において港長が発令する港則法第39条第4項に基づく勧告の区分は以下のとおりとする。

(1) 津波注意報、津波警報、大津波警報（以下、「津波警報等」という。）が発表された場合（別表1のとおり）

第一警戒体制（準備体制）

第二警戒体制（避難体制）

航行自粛

(2) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合（別表3のとおり）

南海トラフ地震警戒強化

なお、津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報に関する情報を入手した関係団体等は、勧告の発令を待たずして、速やかに別表2又は別表3による措置を講じること。

また、勧告の解除については、津波警報等に関する情報が解除された時点、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わった時点を原則とし、別途伝達する。

2 津波警報等に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認めた場合には、関係官公庁に連絡すること。

3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別図1「台風・地震津波等伝達系統図」のとおりとする。

4 退避海域等

(1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた

海域に退避すること（別図2：伊勢湾広域 船舶津波対応マップ 参照）。

(2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波襲来までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船から小型船）の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあつては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、衣浦港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶は津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

6 突発的な地震への自主的な対応

強い地震（震度5弱以上）及び長時間のゆっくりした揺れの地震を感じた場合は、警戒体制の発令を待たずに、直ちに避難準備若しくは避難措置を講ずること。

連絡系統の輻輳及び途絶等により、警戒体制発令の伝達遅延及び伝達不能が予想されるので、あらゆる情報入手手段の確保に努め、可能な限り正確な情報を入手し、対策基準に対応した措置を自主的に講ずること。

7 避難要領の策定

(1) 避難判断者の事前決定

津波警報等及び警戒体制の発令時、自社の上位判断者との連絡が取れない場合を想定し、船長、荷役責任者、バース管理者等における荷役中止、緊急離棧等の避難準備若しくは避難措置を講ずる現場での避難判断者を、予め、定めておくこと。

(2) 避難手順等の事前決定

津波警報等及び警戒体制の発令時、避難準備若しくは避難措置を講ずる際、より迅速な対応が出来るよう、緊急離棧、係留強化、関係者の避難等における具体的な判断基準、避難手順、避難場所等を、予め、定めておくこと。

(3) 小型船の避難措置

津波到達までに時間的余裕がない場合、人命最優先の措置として、乗船者は陸上施設等の高い場所への避難を優先すること。

ただし、津波警報等発令時、海上にある小型船については、人命最優先を念頭に、避難場所を海上とするか陸上とするか判断すること。

8 その他

(1) 地震・津波襲来に備え衣浦港長が必要と認めるときは、港則法第39条第3項に基づく命令を発することがある。

(2) 「津波警報等」発表中に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、別表1の勧告の区分と対策内容等が優先される。

また、「南海トラフ地震臨時情報」発表中に「津波警報等」が発表された場合は、別表1の勧告区分と対策内容等に切り替える。

なお、「津波警報等」による勧告が解除された際に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されている場合は、別表3の南海トラフ地震警戒強化に切り替える。

別 表 1

津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢湾・三河湾）発表時における勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等	
第一警戒体制 (準備体制)	津波注意報	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。	
第二警戒体制 (避難体制)	津波警報 大津波警報	津波襲来までの時間的余裕がある場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。 3 筏は、貯木場へ収容すること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
		津波襲来までの時間的余裕がない場合	1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。 2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外退避、係留強化、流出の防止等の措置を講じること。 3 筏は、流出の防止を図ること。 4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・可能な場合には、AISを送信状態とすること。 ・レーダー等により自船の錨泊位置を監視すること。 ・関連情報及び気象海象状況に留意すること。
航行自粛	注意報・警報解除後 (上記勧告等の解除後) ※	船舶は港内において航行を自粛すること。	

※注意報・警報解除後、港内において船舶交通への危険の発生状況が把握できない場合であつて、周囲の状況等から危険の発生のおそれがある場合に、港内の状況を確認するまでの間、航行自粛勧告を発出する。

別 表 2

津波注意報・津波警報・大津波警報（伊勢湾・三河湾）に対する船舶等の対応表

地震津波に関する情報	津波襲来までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・原則港外退避準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容又は流出防止
津波警報 大津波警報	有	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・貯木場へ収容
	無	<ul style="list-style-type: none"> ・荷役中止 ・港外退避 ・係留避泊 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事作業中止 ・港外退避、係留避泊 又は流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・流出防止

(注) 係留避泊とは、「係留策の増し取り等の係留強化」「機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること」を含む

別 表 3

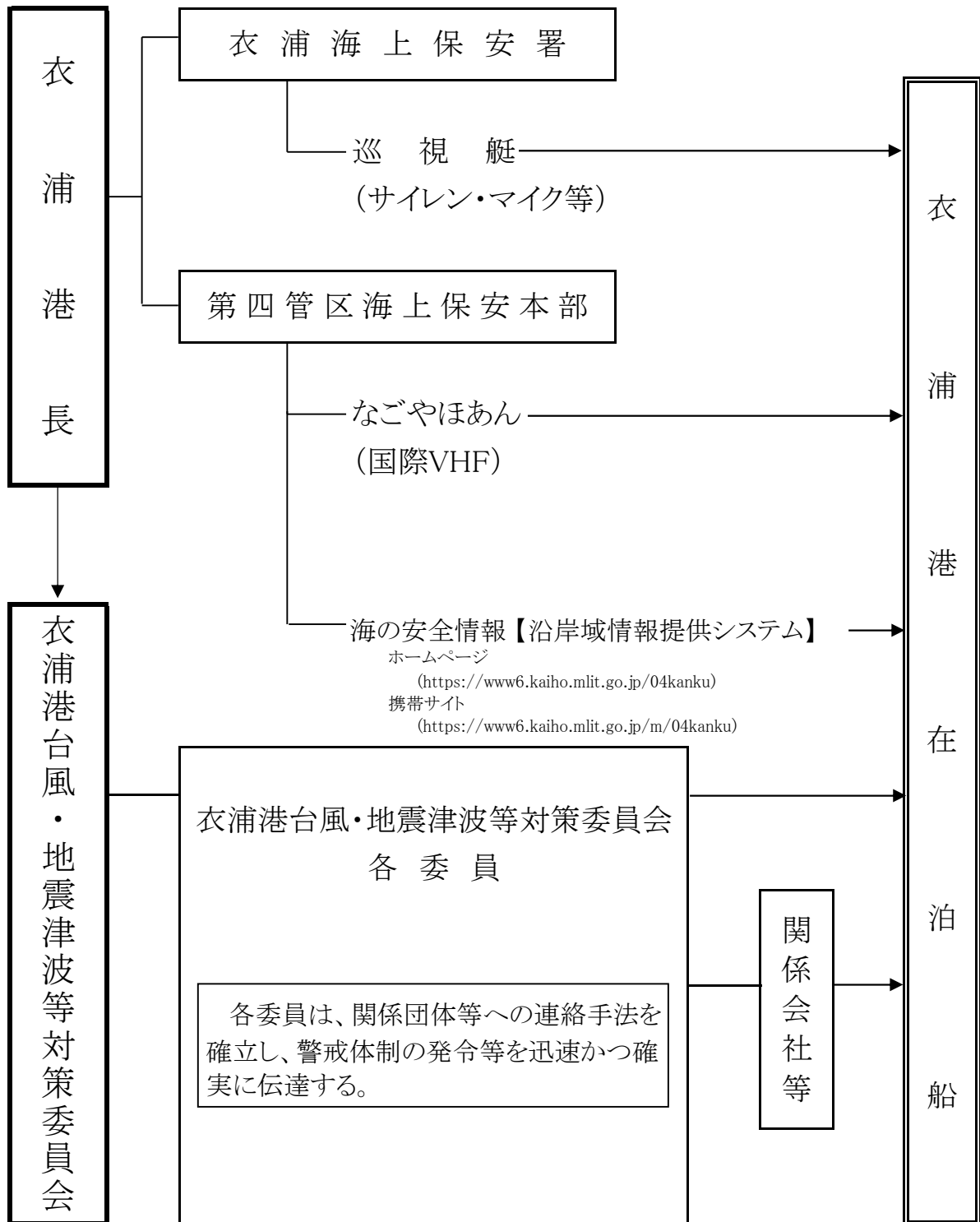
南海トラフ地震臨時情報発表時における勧告の区分と対策内容等

勧告等の区分	地震津波に関する情報	対 策 内 容 等
— (情報伝達) ※1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合	南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。
	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合	（南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の情報伝達がなされる。）
— (注意喚起) ※2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 南海トラフ地震臨時情報に係る情報の入手に努めること。 2 連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと。
南海トラフ地震警戒強化	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 在泊船は、避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるように準備すること。 2 南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 3 避難に必要な支援体制を受けられない場合は、早期の港外避難、港内避泊、係留強化又は陸上避難を考慮した自主的な避難行動をとること。
解除	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に切り替わった場合	<p style="text-align: center;">巨大地震注意に切り替わった時点で警戒体制を解除とする。 原則として発表から1週間が経過した時点で巨大地震注意に切り替わる。</p>

※1 南海トラフ地震臨時情報（調査中及び調査終了）が発表された場合、情報伝達を行う。

※2 注意喚起について、「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされた時点で終了とする。原則として1週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がなされる。

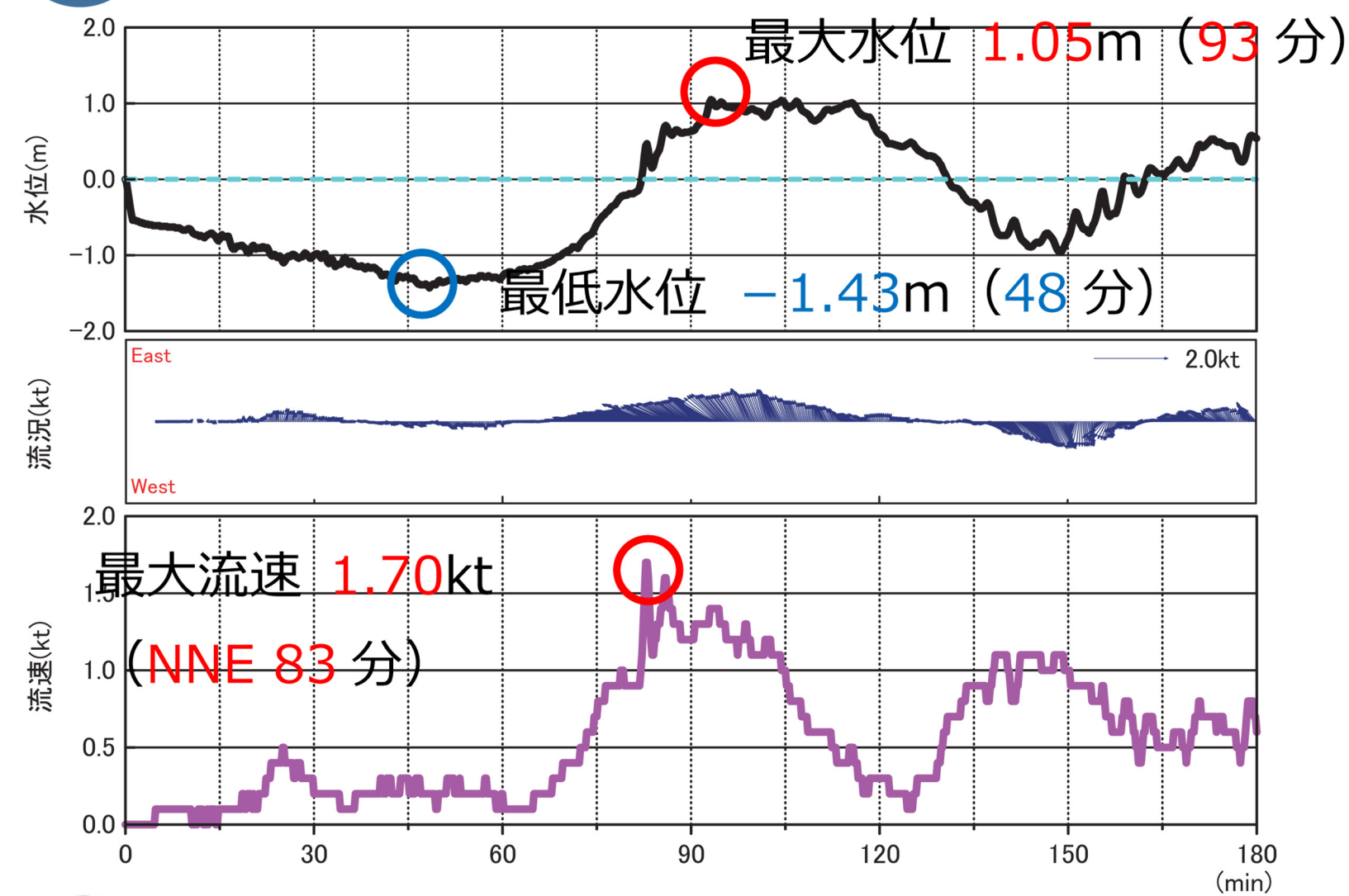
「台風・地震津波等伝達系統図」



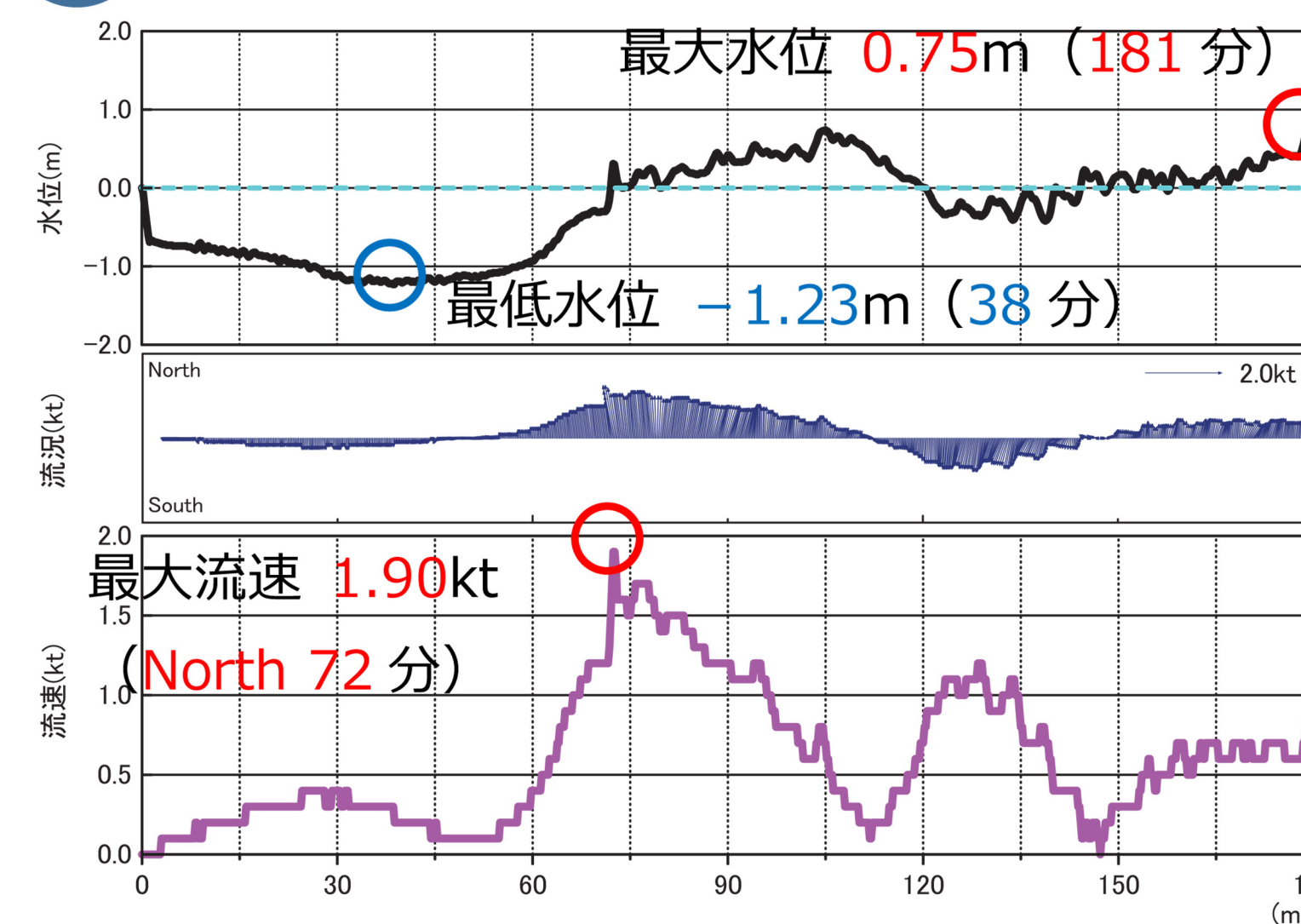
津波グラフを参考にする際の注意点

- ・本マップに記載した津波グラフは、地震発生直後から180分までの水位・流向・流速の変化を示す。
- ・津波シミュレーションでは、潮汐による潮流は加味されていない。よって、津波による流れと潮流の流向が同じ場合には、津波グラフに示すよりも流速が速くなる可能性があり、逆方向の場合は渦などが発生し、複雑な流れとなる可能性がある。
- ・本津波グラフは、海上保安庁海洋情報部が実施した津波シミュレーションの結果をもとに作成した。

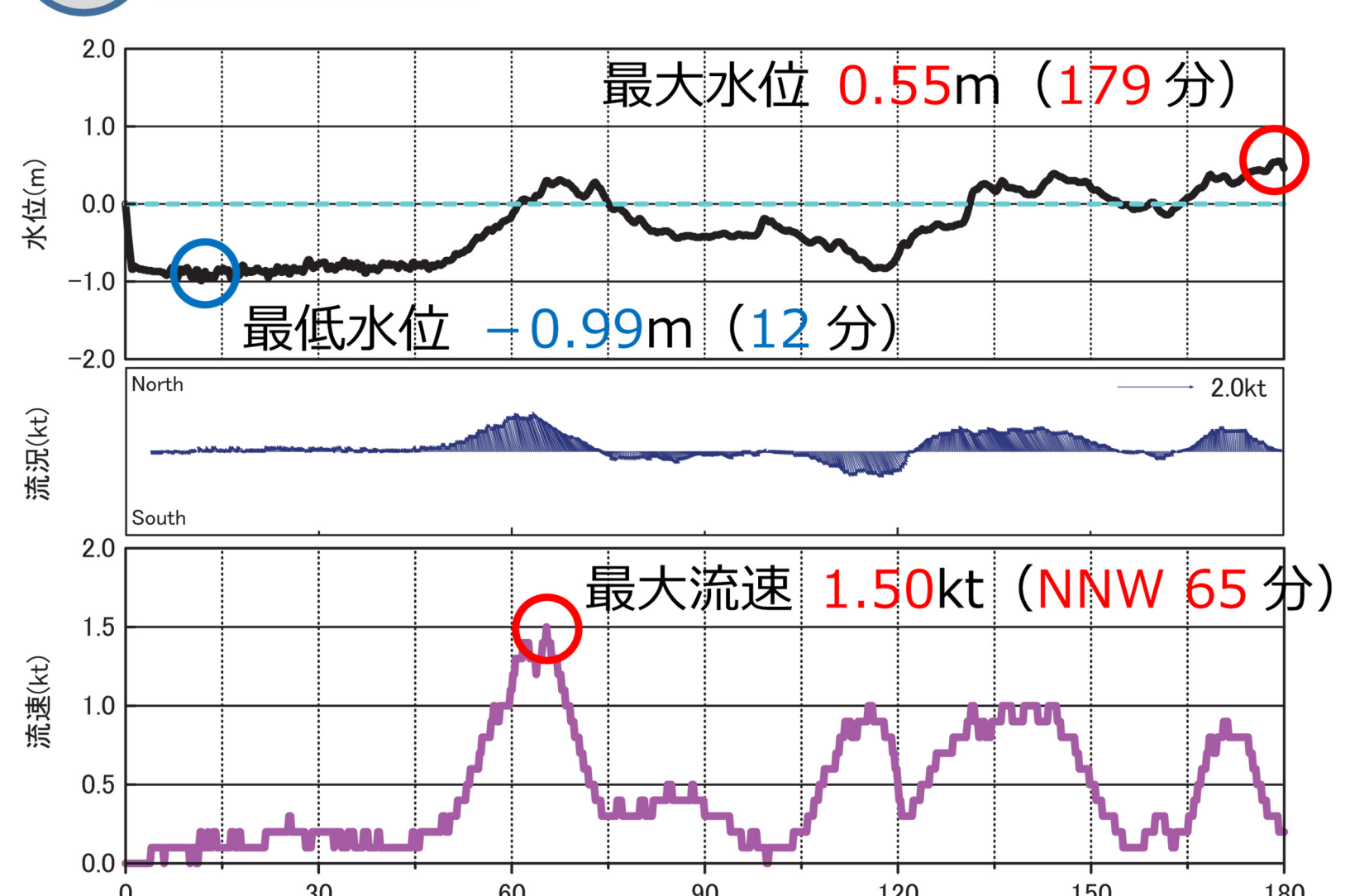
1 名古屋港沖



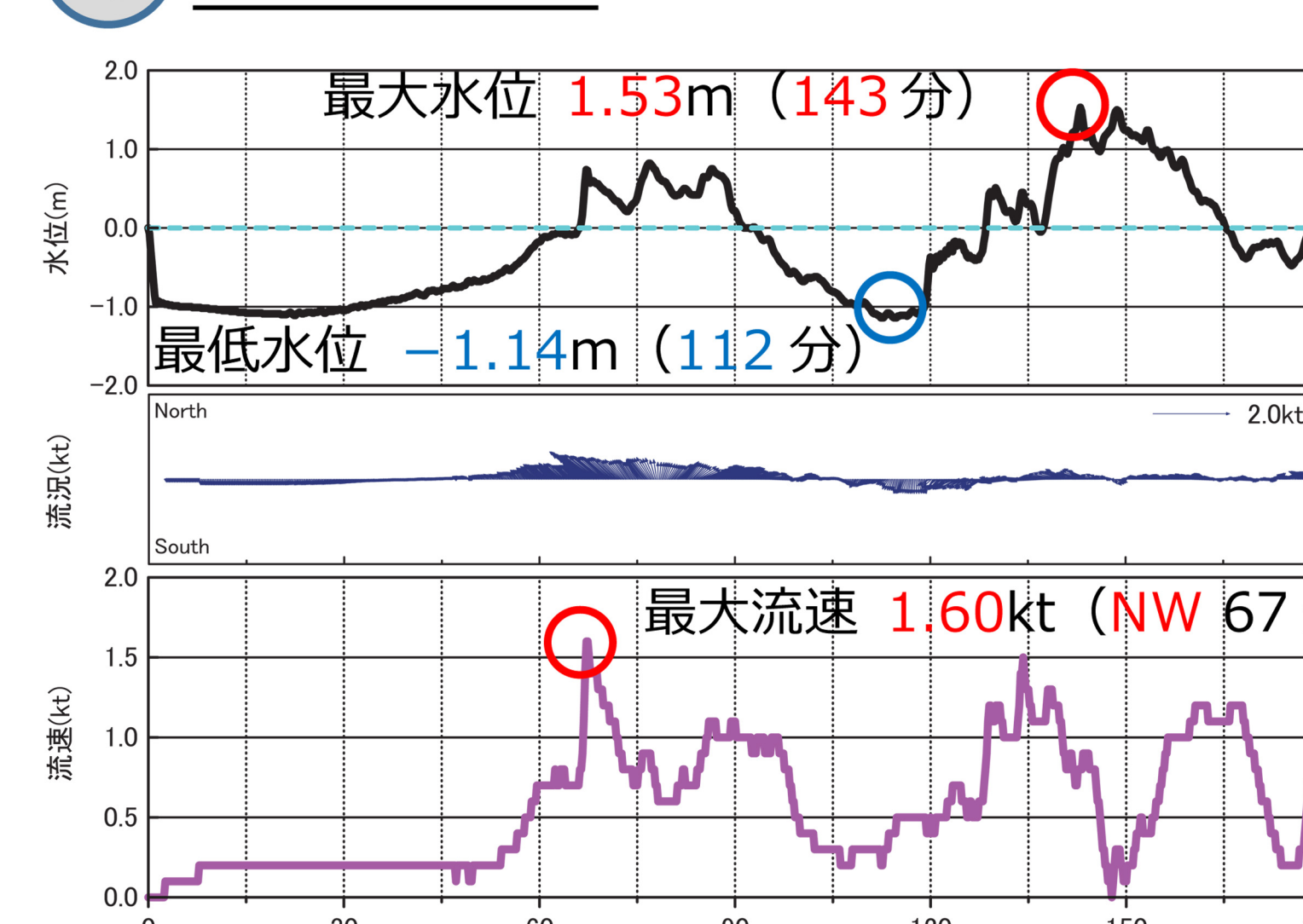
2 四日市港沖



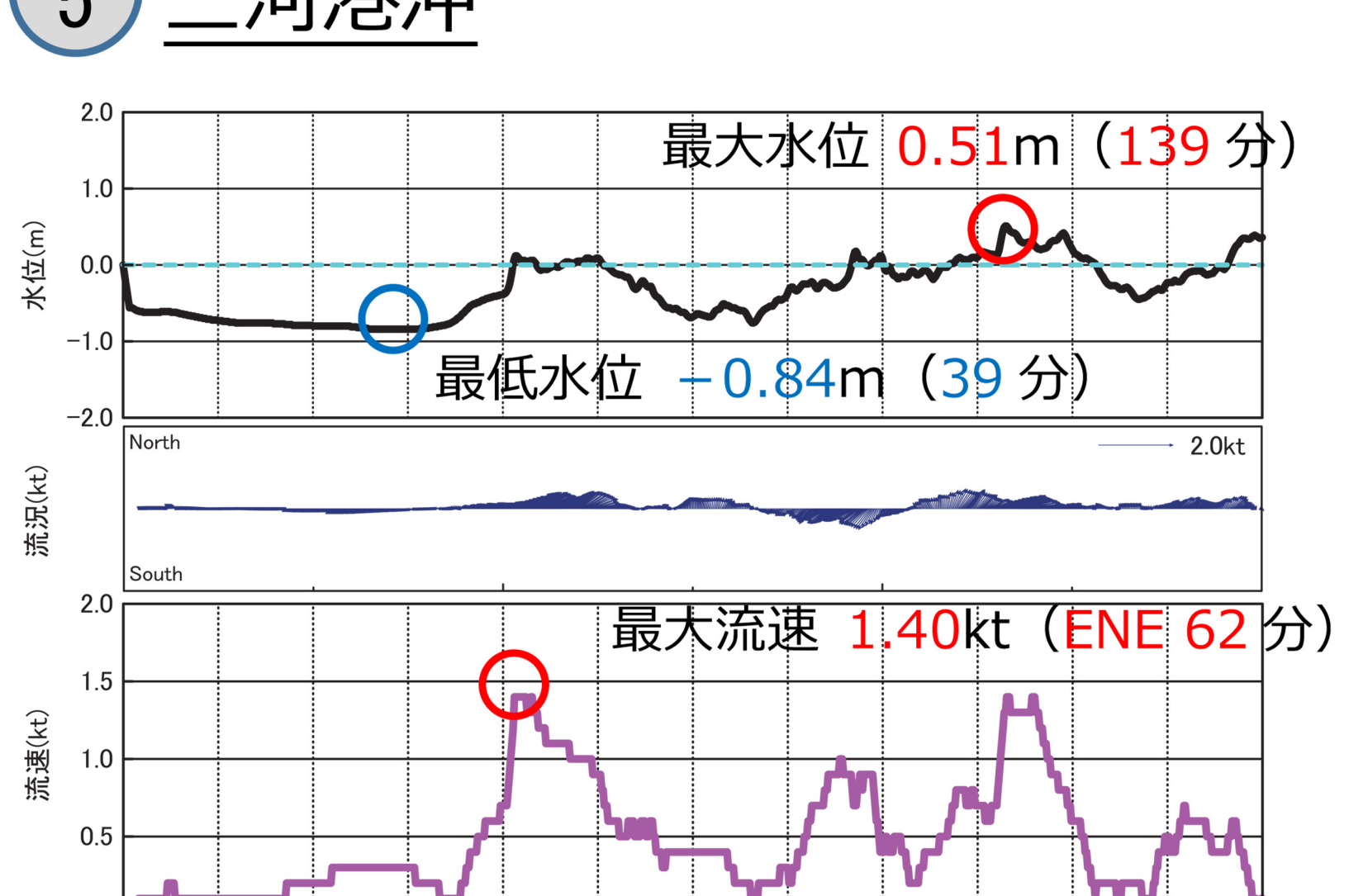
3 衣浦港沖



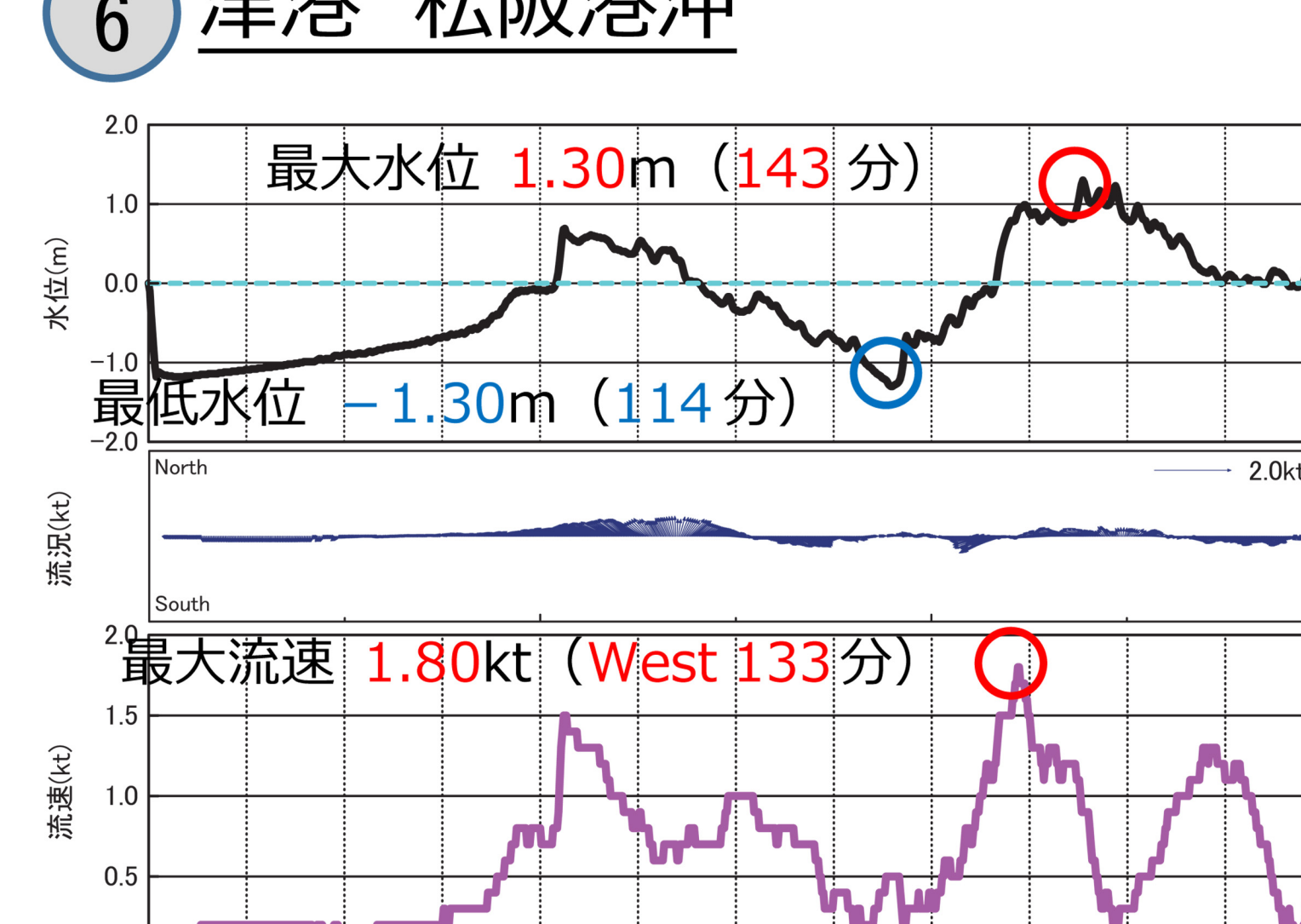
4 伊勢湾中央



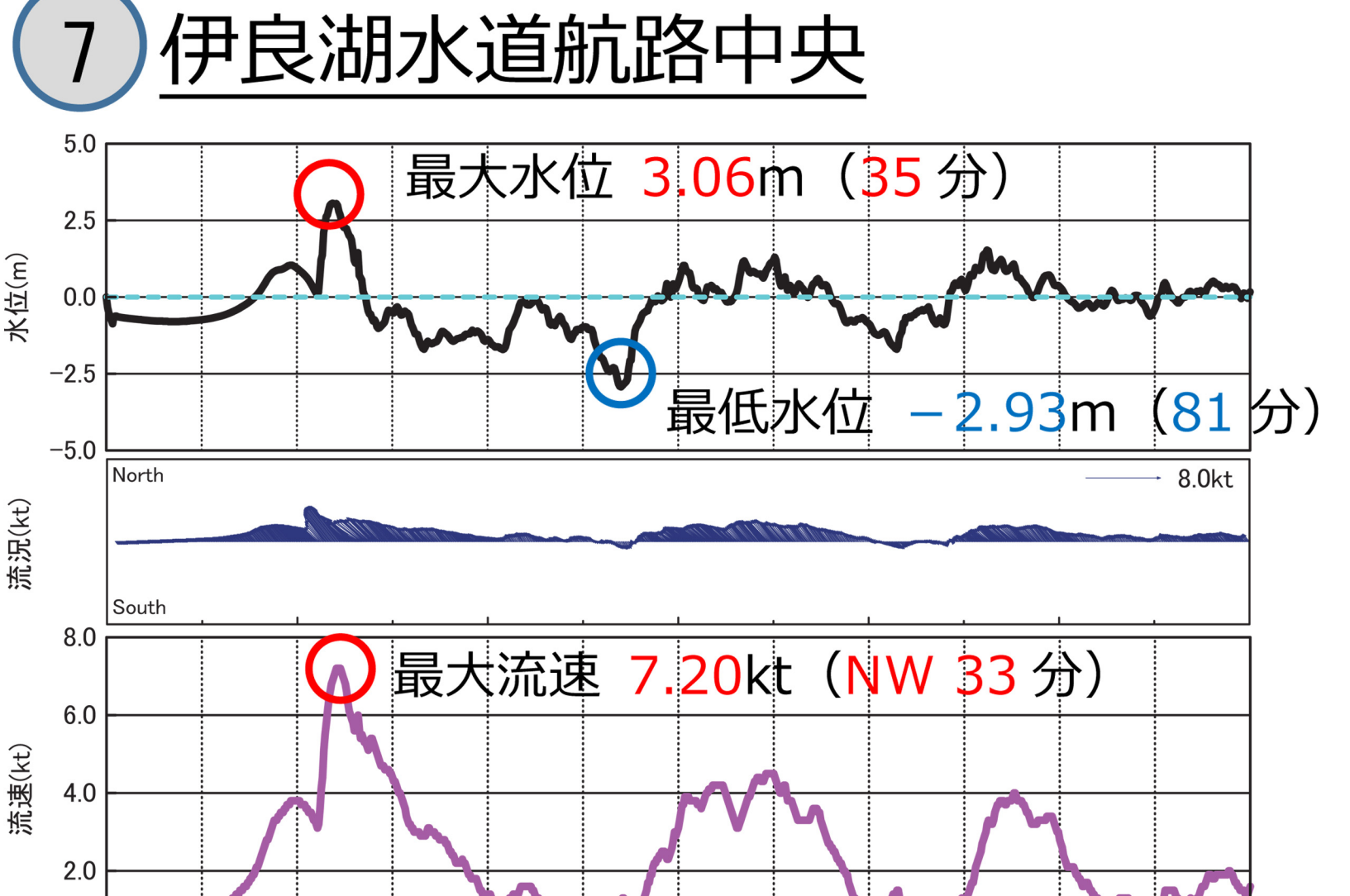
5 三河港沖



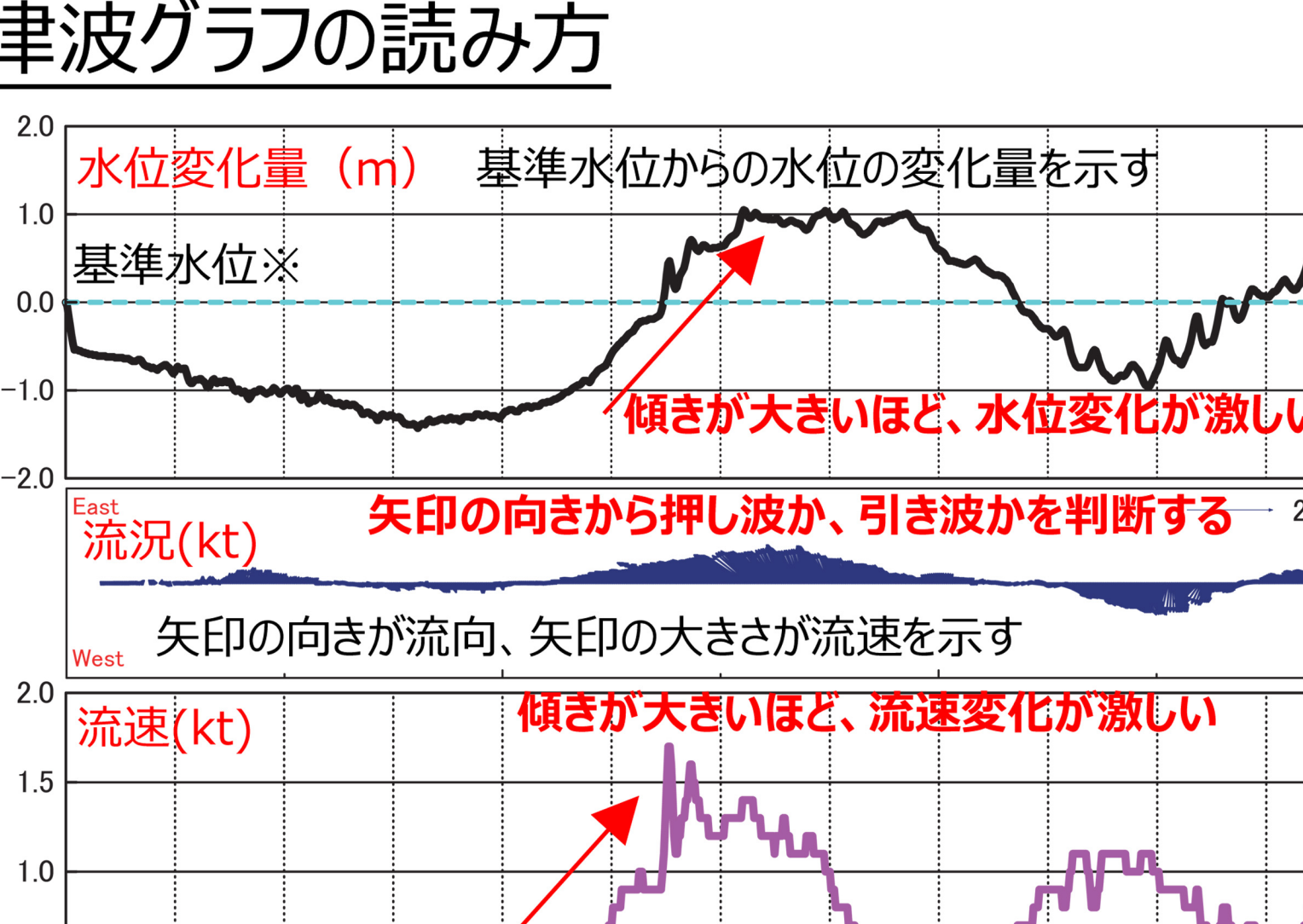
6 津港 松阪港沖



7 伊良湖水道航路中央



津波グラフの読み方


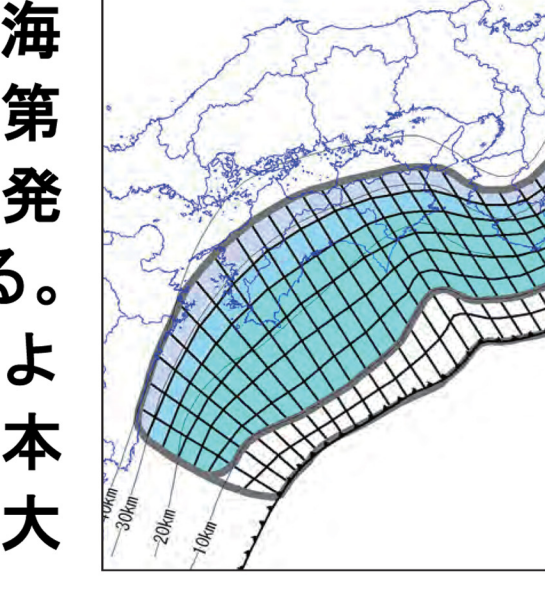


※他の津波グラフとは縦軸の目盛りが違うことに注意する。

断層モデル：駿河湾～紀伊半島沖に『大すべり域+超大すべり』(ケース①)

断層面積 S (km ²)	140,000
地震モーメント Mo (N・m)	6.1 × 10 ²²
平均すべり量 D (m)	10.3
モーメントマグニチュード Mw	9.1

本断層モデルは、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会(第二次報告)(平成24年8月29日発表)」により公表されたものである。使用した断層モデルは、内閣府より公表された11ケースの中から、本図の区域において、浸水面積が最大となるモデルを選定した。



伊勢湾広域 船舶津波対応マップ

- : 避難に適した海域 (水深-10m以深かつ最大流速2.0kt未満)
 - ・船舶の喫水に応じて海域を選択すること。
 - ・機関を使用した漂泊避難を前提としている。
 - ・四日市港港域内の避難に適した海域の一部は、「四日市港 最大流速マップ」をもとに作成した。
 - : 避難経路
- ・本マップは、津波来襲時、避難に適した海域及び湾外へ避難を選択する船舶が使用するものとする。
 ・本マップ記載事項は、公益社団法人伊勢湾海難防止協会「伊勢湾における船舶津波対策に関する調査研究」特別専門委員会における提言をとりまとめたものである。

等深線
 5m : 10m : 15m : 20m : 30m

四日市港港域内は、避難船舶が集中するため、時間的余裕がある場合は、南側の避難に適した海域へ避難すること。

できる限り航路出入口から離れて避難すること。

- ・すでに出湾の態勢に入っており、津波の影響が大きくなるまでに航路を出航出来る場合は、出来る限り出湾すること。
- ・出湾を優先し、入湾は避けること。
- ・第四管区海上保安本部により海上交通安全法に基づく入湾制限が行われる事がある。

港名の下に示す「到達時間」は、港界において「津波到達時間マップ(伊勢湾広域)」に示されている、地震発生から津波による水位上昇が10cmに到達する時間を示している。

日本版海図 W1051 を複製・加工 航海用に転用不可

作成：公益社団法人 伊勢湾海難防止協会 (平成29年度)